

令和7年度 特別支援保育 利用申請について

現在、特別支援保育を利用している方も新たに申請が必要です

○受付期間

令和6年8月1日（木）～ 令和6年8月30日（金）

※平日：8：30～17：15まで（12：00～13：00を除く）

※受付期間は厳守してください

○特別支援保育とは？

障がい又は発達の緩やかさ等により特別な支援が必要な児童に対し、発達や特性に応じて加配保育士等を配置して保育を行います。

なお、加配保育士の必要性、程度は審査委員会により決定します。

※ 但し、令和7年度の入園が決定された場合にのみ適用されます。



○対象児

令和7年度認定こども園または認可保育園の利用申込みを行い、以下のいずれかに該当する児童

- ・ 医師による診断や意見書がある児童
- ・ 「特別児童扶養手当」の支給対象児童
- ・ 「身体障害者手帳」又は「療育手帳」の交付を受けている児童
- ・ 心身発達に心配がある児童

○提出書類

- ① 特別支援保育利用申請書（各認定こども園/認可保育園、児童家庭課にて配布）
- ② 次のいずれかひとつ(受診されていない方はご相談下さい。)
 - ・ 特別児童扶養手当証書 or 身体障害者手帳 or 療育手帳 の写し
 - ・ 医師の診断書
- ③ 心理発達検査結果(医療機関や他市町村での結果がある場合)
- ④ 特別支援保育情報提供書 → 在籍施設がある場合のみ
※診断書等の提出が間に合わない場合は、その旨ご相談ください。

○提出場所

- ・ **在園児** → 在籍している保育園及び認定こども園 または児童家庭課
- ・ **新規** → 児童家庭課

○申請から決定まで

- ① 8月・・・ 特別支援保育利用申込み
- ② 9月～11月 児童の行動観察後、審査委員会にて判定
- ③ 10月・・・ 認定こども園・認可保育園利用申込み → お忘れなく！
- ④ 1月頃・・・ 入園承諾・不承諾決定予定

在籍施設に審査委員が行動観察にお伺いさせていただきます!!

※令和7年度認定こども園・認可保育園の利用申込み（10月予定）は、別途申請が必要です。
利用申込みに関しては、広報やHPにてご確認をお願い致します。

※審査委員会において特別支援保育の必要性を判定し、その後、入所調整を行うため、各保育園及び認定こども園の空き状況や保育士等の配置状況により特別支援保育が必要と判定されても、入所のご案内や加配保育士の配置が困難な場合があります。

【お問合せ】 児童家庭課 児童福祉班 TEL 998-7163 FAX 998-7164